

第26号議案

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月6日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)等の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。